

議案第76号

県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

次のとおり県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決（平成4年3月19日議決）の一部を変更し、平成20年度分の市町村負担金から適用することについて、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在しない場合は、当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には、当該変更後部分を加える。

変 更 後	変 更 前
県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金	県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金

事業名	市町村負担金の額	
	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
1～3 略		
4 農道整備事業		
(1) 広域営農団地農道整備事業	事業費の100分の6.7に相当する額	
(2) 一般農道整備事業	事業費の100分の18に相当する額。ただし、舗装のみを行う事業については、事業費の100分の20に相当する額	
(3) 農道保全対策事業（広域営農団地農道整備事業・県営農林漁		事業費の100分の25に相当する額

事業名	市町村負担金の額	
	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
1～3 略		
4 農道整備事業		
(1) 広域営農団地農道整備事業	事業費の100分の6.7に相当する額	
(2) 一般農道整備事業	事業費の100分の18に相当する額。ただし、舗装のみを行う事業については、事業費の100分の20に相当する額	
(3) 農道環境整備事業		事業費の100分の18に相当する額

業用揮発油税財
源身替農道整備
事業・県営ふる
さと農道緊急整
備事業で整備し
た施設)

5～18 略

5～18 略